

平成22年 7月16日  
フコクしんらい生命保険株式会社

## 遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税の取消しについて

平成22年7月6日、最高裁判決において、年金の各支給額のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないものというべきであると判示され、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税が取り消されました。

この判決を踏まえ課税取扱が変更されれば、弊社で取り扱っている同種の商品に加入し、年金をお受け取りになっているお客さまにつきましては、税金が還付される可能性がありますと考えられます。(ただし、課税取扱が変更されるまでは、現行と同様の取扱になることをお含みおきください。)

今後、社団法人生命保険協会から税務当局に対して課税取扱についての確認が行われることになっております。その結果を踏まえ、弊社といたしましては、お客さまの立場に立って適切な対応を検討してまいります。

以 上

ご参考：生命保険協会HP

『遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税の取消しについて』